



皆さんの知識と経験を町の政策に生かしませんか

政策提案を募集します



総務課 総務法制係 ☎(232)2111

② 政策提案者署名簿

③ その他、提案に関係する資料など
※①と②は、専用の様式で提出してください。様式は総務課か西部支所でお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。
■ 提出方法
総務課へ持参し、提出してください。

■ 注意事項

町では、町民の皆さんの知識や経験を生かし、住みよいまちづくりのために政策を提案できる「政策提案手続」という制度を設けています。町は、提案が有効な政策などであるかを検討し、提案の採用、または不採用を決定します。採用すると決定した場合は政策などの立案をし、提案の実現に向けて具体的な取り組みを進めていきます。

○ 提出する場合は、手続きなどについて詳しく説明しますので、事前に総務課総務法制係にご連絡ください。
○ 提案は、原則として町の総合計画に沿った内容である必要があります。

○ 政策提案者署名簿には、満18歳以上の町民50人以上の署名が必要です。
※「町民」とは、町内に住所がある人、町内に通勤通学をしている人、町内に事務所・事業所がある人、または町内でコミュニティ活動などを行っている個人・団体をいいます。

○ 政策提案者署名簿には、満18歳以上の町民50人以上の署名が必要です。

■ 募集期間
7月2日(月)～31日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)

■ 提出書類
① 政策提案書



創価学会熊本平和会館 災害時の一時避難所利用に関する協定を締結

総務課 復興推進係 ☎(232)2111

■ 対象地区

創価学会熊本県事務局と3月、災害時における創価学会熊本平和会館施設の一時避難所利用に関する協定を締結し、この度、本協定の運用基準を決定しました。

武蔵ヶ丘北小学校区の一部

■ 一時避難所の開設基準

〈地震〉 震度5強以上で協議
〈大雨〉 降雨量により協議

■ 一時避難所の開設期間

災害発生後7日以内

■ 周知方法

防災行政無線の放送、対象地区の区長へ電話連絡など

この協定は、大規模な災害が起きた際、同事務局との協議により、地域住民が創価学会熊本平和会館を緊急的な避難所として利用できるものにしたものです。

消費者トラブル注意報

菊陽町消費生活相談窓口 ☎(232)2112

「不用品買取」をうたう事業者に注意

相談事例

震災で出た不用品を処分しようと思いい、インターネットで検索すると「不用品買取」と名のついた事業者がヒットした。

ところが、事業者名には「買取」と付いているのに、業務内容を確認すると実際は「買取」ではなく、有料で「回収」を行う事業者だった。

アドバイス

事業者が消費者に金銭を支払う「買取」なのか、消費者が事業者に金銭を支払って依頼する「回収」なのかしっかり確認しましょう。回収を依頼する際は、作業前に見積金額を必ず確認し、金額に納得できない場合や、事業者が曖昧な回答しかしない場合はきっぱりと断りましょう。

町立保育所で勤務する保育士・看護師・調理員・事務補助募集

職種	任用期間	勤務時間	賃金・報酬	採用人数	備考
臨時保育士	6カ月(更新あり)	月～土のうち5日 午前7時～午後6時 のうちの7時間45分	日給： 8,140円 (担任手当： 月額 8,000円)	7人程度	雇用保険あり 社会保険あり 通勤手当あり
非常勤看護師(町立7園を巡回)	6カ月(更新あり)	月～金 (月16日以内) 午前8時30分～ 午後5時15分	日給： 8,140円	2人程度	雇用保険あり 社会保険あり 通勤手当あり
民営化事務補助(対象園を巡回)	6カ月(更新あり)	月～金 (月16日以内) 午前8時30分～ 午後5時15分	日給： 6,010円	1人	雇用保険あり 社会保険あり 通勤手当あり
非常勤調理員	6カ月(更新あり)	月～土のうち5日 午前8時30分～ 午後5時15分のうち 4～6時間	時給：824円	1人	雇用保険あり 社会保険なし 通勤手当あり

■ 応募方法

平日の午前9時～午後5時までに、子育て支援課保育所係に履歴書(写真付)を持参するか、郵送してください。面接日は後日連絡します。

■ 申し込み・問い合わせ

〒869-1192(住所不要)
菊陽町役場 子育て支援課 保育所係
☎(232)2202

事業の効果を検証

菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

平成30年度第1回目の会議を、5月28日に役場で開催しました。会議では、平成29年度に実施した地方創生事業の説明のほか、町が力を入れて実施している「きくよう健康倶楽部」や「タニタ監修きくよう健康メニュー」の取り組みが紹介されました。委員からは、「きくよう健康倶楽部」の取り組みについて、「良い取り組みであるが、まだ参加者が少ない。積極的に町民の皆さんを巻き込んで進めて欲しい」との意見が出されました。



町が取り組む事業に対して多くの質問や意見がありました

■ 問い合わせ

総合政策課 地域振興係 ☎(232)2112

国民年金保険料の納付に困ったら

経済的に国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除または猶予される制度があります。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金だけでなく障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。



平成30年度免除・納付猶予申請

■ 受付開始月

① 学生納付特例：4月

② 免除・納付猶予：7月

■ 対象期間

① 学生納付特例：4月～翌年3月

② 免除・納付猶予：7月～翌年6月

■ 所得審査

① 免除：本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合。所得額に応じて、全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます。一部免除の人は、免除後の保険料を納付する必要があります。

② 納付猶予：本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合

③ 学生納付特例
本人の前年所得が一定額以下の場合

■ 申請に必要なもの

- 個人番号通知カード(個人番号カード)または年金手帳
 - 免許証など本人確認書類
 - 印鑑
 - 有効期間が記載されている学生証または在学証明書(学生納付特例申請をする場合)
 - 離職票または雇用保険受給資格者証(失業者の場合、所得額が0円で審査されます)
- ※納付猶予は50歳未満で学生以外の方が対象です。
※免除は一部老齢基礎年金受給額に反映されますが、納付猶予及び学生納付特例は反映されません。

■ 問い合わせ

町民課 年金係
☎(232)4914